

建設業許可申請の手続きについて

- 1 許可申請書の提出部数は4部(正本1部、副本3部)です。
- 2 新規に許可を申請されようとする方は別紙をご覧ください。
- 3 下の表は、建設業許可申請に係る提出書類一覧です。
(提出書類チェック表として利用してください)

様式番号	書類の名称	新規	追加	更新
1	建設業許可申請書			
	別紙一(役員の一覧表)			
	別紙二(1)(営業所一覧表(新規許可等))			
	別紙二(2)(営業所一覧表(更新))			
	別紙三			
2	工事経歴書			
3	直前三年の各営業年度における工事施工金額			
4	使用人数			
6	誓約書			
7	経営業務の管理責任者証明書 (法人)商業登記簿+同業者の証明 (個人)営業証明+所得証明5年分			
8-1	専任技術者証明書(新規・変更)			
8-2	専任技術者証明書(更新)			
	卒業証明(許可関連学科)+実務経験証明書			
9	実務経験証明書(10年以上の実務) 資格証明書(合格証明書、免状等)			
10	指導監督的実務経験証明書(特定) 資格証明書(特定)	△	△	
別添1	専任技術者の略歴書			
11	令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	△
11-2	国家資格者・監理技術者一覧表 資格証明書		△	
12	許可申請者の略歴書 登記されていないことの証明書(法務局)+身分証明書			
13	令第3条に規定する使用人の略歴書	△	△	△
	定 款 (法人)			□
14	株主(出資者)調書 (法人)			□
15~	財務諸表 (法人)			
18~	財務諸表 (個人)			
	商業登記簿謄本又は登記事項証明書(法人) 商業登記簿等(個人で支配人登記をしている場合)			□
20	営業の沿革			
20-2	所属建設業者団体 納税証明書			□
20-3	健康保険等の加入状況			
20-4	主要取引金融機関名			□
別添2	営業所所在地略図			□
	銀行の融資証明、残高証明 等		△	
	許可要件者の社会保険証 等			
	始末書			△

注) 般 特 新 規
業 種 追 加

■ :省略可能 □ :変更がなければ省略可能
△ :該当する場合のみ添付

書類に記載に当たっては、各様式に添えられている記載要領をお読みください。

県知事許可であっても、常時建設工事の請負契約の見積り、入札、契約の締結を行うなど建設業に係る営業に実質的に関与する県内の支店、営業所も届出が必要です。

- ① 許可手数料 (鳥取県知事許可は鳥取県証紙)
新 規…9万円 業種追加…5万円
般特新規…9万円 更 新…5万円
*一般更新+特定更新…5万円+5万円=10万円
*一般(又は特定)更新+一般(又は特定)業種追加…
5万円+5万円=10万円
*一般更新+一般業種追加+特定新規…
5万円+5万円+9万円=19万円
- ② 特定の更新の方は別紙の要件を備えていることが必要です。
(特定の更新で要件に該当していない場合)
特定の廃業及び一般の新規許可の手続きが必要です。
ただし、一般の許可を既に有している場合は「追加」書類です。
- ③ 専任技術者の資格確認のため、卒業証明・実務経験資格等のいずれかの該当する証明書を添付してください。
(技術者が有する資格の中には、合格後一定期間の実務経験を要する資格もありますので、その際は、実務経験証明書も必要です。)
- ④ 記載すべき事項がない様式についても「該当なし」として添付してください。
(ただし、様式番号10、11、13は該当する場合のみ添付)
- ⑤ 経営業務管理責任者、専任技術者、国家資格者の各証明書には、常勤性を確認するため次の書類のあるものから順に添付してください。(全て提出いただく必要はありません。)
ア 社会保険証又は受付印等日付が分かる直近の標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額通知書
イ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は被保険者証
ウ 源泉徴収票又は住民税特別徴収税額通知書
エ 所得税青色申告決算書(所得税収支内訳書)(個人のみ)
オ 所得税確定申告書(個人のみ)
カ 自社による常勤証明(様式任意、要会社印)+出勤簿、賃金台帳(出勤日数の分かるもの)(各直近3月分)
- ⑥ 国家資格者・監理技術者一覧表には、専任技術者証明書に記載された者以外の国家資格者を記載してください。
- ⑦ 納税証明書は次のとおりです。
(法人の場合)…大臣許可:法人税、知事許可:事業税
(個人の場合)…大臣許可:所得税、知事許可:事業税
- ⑧ 更新は許可期間満了1月前までに手続きが必要です。
その期間を過ぎた場合は始末書を添付してください。
また、決算変更届が提出されていない場合は、更新申請手続きまでに必ず提出してください。
ただし、満了日を過ぎた場合は、新規の申請となりますので注意してください。
(なお、更新手続きの受付は更新期間満了日の3ヶ月前から受付します。)
- ⑨ 代表者、役員、商号、資本金、経営業務管理責任者、専任技術者等変更がある場合は別途変更手続きが必要です。提出されていない場合は、別途定める提出期限までに必ず提出して下さい。
- ⑩ 別添1「専任技術者の略歴書」及び別添2「営業所所在地略図」は鳥取県が独自に定めている様式です。
- ⑪ 許可要件者の健康保険証、出勤簿、所得証明書等は、正本・副本全てに添付してください。
- ⑫ 個人の営業証明(経営業務の管理責任者)は、同業者証明又は民生委員及び区長の証明としてください。
- ⑬ 健康保険等の加入状況には、次の書類を添付してください。
(社会保険)…保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し
(雇用保険)…「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し及び保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し

建設業許可申請をされる皆様へ

鳥取県県土整備部県土総務課

1 建設業の許可

軽微な工事（※）以外の建設工事を請け負って営業しようとする場合には、建設業法（以下「法」といいます。）の規定による許可を受けなくてはなりません。

※ 「軽微な工事」とは、次のとおりです。

- ①建築一式工事では1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事
- ②その他の工事では500万円未満の工事

請負営業しようとする建設工事の種類に応じて、28の業種ごとに許可を受けなくてはなりません。

この許可申請にあたっては、事実のとおりありのままの状況を記載しなければなりません。不正な手段で許可を受けたり、あるいは必要な許可を受けずに営業すると、許可の取消処分、罰則の対象になります。

2 許可の区分

(1) 大臣許可と知事許可

建設業を営業するにあたって、2つ以上の都道府県に営業所（※）を設ける場合には大臣許可が必要です。一方1つの都道府県内のみには営業所を設ける場合には知事許可となります。

※「建設業の営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約の見積り、入札契約の締結を行う事務所など、建設業に係る営業に実質的に関与するものをいいます。

このように、大臣許可、知事許可の区分は、営業所の所在地のみによる区分であり、大臣許可知事許可にかかわらず、営業することができる区域又は建設工事を施工することができる区域についての制限はありません。

(2) 一般建設業の許可と特定建設業の許可

建設工事は重層化した下請構造を持っており、建設工事の適正な施工のためには、下請負人の保護が重要です。このため、発注者（建設工事の最初の注文者）から直接受注した工事（いわゆる元請工事）について、下請代金の額（下請契約が2以上あるときには、その総額）が3,000万円（建築一式工事については4,500万円）以上となる下請契約を締結して下請負人に施工させようとする場合には、特定建設業の許可を受けなくてはならず、後で述べるように許可の要件が厳しくなっています。

上記以外の場合には、一般建設業の許可があればよいことになります。

3 許可の有効期間

許可の有効期間は、5年間です。（許可の更新を受けなければ、期間満了とともに効力を失います。）したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、有効期間が満了する30日前までに、許可の更新の申請をしなければなりません。許可の更新の申請をしていれば、有効期間満了後であっても、（更新申請が）許可又は不許可となるまでは、以前の許可は有効です。

4 許可の基準

建設業の許可を受けるためには、以下の一定の要件、すなわち許可の基準を満たしていなければなりません。

(1) 経營業務の管理責任者としての経験（※1）がある者を有していること。

法人の場合には常勤役員のうち1人が、また、個人の場合には本人又は支配人のうち1人が、次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 許可を受けようとする建設業について、5年以上の経營業務の管理責任者としての経験があること。（法第7条第1号イ該当）
- ② 許可を受けようとする建設業以外の建設業について、7年以上の経營業務の管理責任者としての経験があること。（法第7条第1号ロ該当）
- ③ 許可を受けようとする建設業について、7年以上の経營業務の管理責任者に準ずる地位で経營業務を補佐した経験（※2）があること。（法第7条第1号ロ該当）

- ※1 「経營業務の管理責任者としての経験」とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいいます。具体的には、法人の常勤役員、個人の事業主又は支配人、建設業許可のある支店又は営業所の長等の地位にあって経營業務を総合的に執行した経験になります。
- ◇ 工事に関する現場事務所の長としての経験は含みません。
 - ◇ 法人の役員には監査役、監事、有限責任社員及び事務局長などは含まれません。
 - ◇ 個人の支配人は、登記されていることが前提です。
- ※2 「経營業務を補佐した経験」とは、法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にあると認められる者として、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務すべてにわたって従事したと認められる経験をいいます。

(2) 専任の技術者を有していること。

許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所には、次のいずれかの資格・経験を持つ技術者を、専任で置かなければなりません。特定建設業の要件は、一般建設業の要件と異なりますので注意して下さい。

<一般建設業の許可の場合>

- ① 許可を受けようとする建設業の工事について、高等学校の関連学科卒業後5年以上の実務経験者又は大学・高等専門学校に関連学科卒業後3年以上の実務経験者（法第7条第2号イ該当）
- ② 許可を受けようとする建設業の工事について10年以上の実務経験者（法第7条第2号ロ該当）
- ③ 許可を受けようとする建設業の工事についての一定の資格取得者（法第7条第2号ハ該当）
（例：土木施工管理技士、建築士、技能士など。資格によってはさらに実務経験を要するものもあります。）

<特定建設業の許可の場合>

- ① 許可を受けようとする建設業の工事についての高度な技術検定合格者、免許取得者（法第15条第2号イ該当）（例：1級土木施工管理技士、技術士、1級建築士など）
- ② 一般建設業の要件①②③のいずれかに該当し、かつ、許可を受けようとする建設業の工事について、元請けとして一件4,500万以上（※）の工事を2年以上指導監督した実務経験者（法第15条第2号ロ該当）

※ 昭和59年10月1日前における1,500万円以上4,500万円未満の建設工事及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前における3,000万円以上4,500万円未満の建設工事についての指導監督の実務経験も該当します。

- ③ 国土交通大臣が①又は②と同等以上の能力があると認定した者（大臣特別認定者（平成元年1月30日建設省告示第128号対象者））（法第15条第2号ロ該当：同号イと同等者）ただし、指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業）の場合は①の1級資格者であるか、又は、③のうち①と同等以上の能力があると認められた大臣特別認定者でなければなりません。

(3) 請負契約に関し誠実性を有していること。

法人である場合はその法人又は役若しくは令第3条に規定する使用人（※）が、個人である場合は本人又は令第3条に規定する使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をする恐れが明らかな者でないことが必要です。（例えば、これらの者に暴力団関係者がいれば、この誠実性の要件を満たさないものとされ、許可は受けられません。）

※ 「令第3条に規定する使用人」とは、支配人及び支店又は営業所の代表者のことをいいます。

(4) 請負契約を履行できる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

建設業の適切な営業と、適正な建設工事の施工を確保するために、許可申請時において次のとおり財産的基礎を備えていることが必要です。これも特定建設業の要件が、一般建設業の要件と比べて厳しくなっています。

一般建設業の許可	特定建設業の許可
次のいずれかに該当すること。 ① 自己資本の額(※1)が500万円以上であること。 ② 500万円以上の資金を調達する能力(※2)があること。 ③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績があること。	次のすべてに該当すること。 ① 欠損の額(※3)が資本金の額の20%を超えていないこと。 ② 流動比率(※4)が75%以上であること。 ③ 資本金(※5)の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

原則として、許可申請時の直前決算期における財務諸表(新規設立の場合には創業時の財務諸表)により行います。

一般建設業の新規は、②または③を満たしていなければなりません。(③は更新の時のみ)

※1 「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

※2 「500万円以上の資金調達能力」とは、担保とすべき不動産等を有していること等により500万円以上の資金について取引金融の預金残高証明書又は融資証明等を得られることをいいます。

※3 「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。

※4 「流動比率」とは、流動資産÷流動負債(百分率で表したもの)をいう。

※5 「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあっては期首資本金をいう。

(5) 欠格要件に該当しないこと。

(1) から(4)のほか、法人の場合はその法人や役員、個人の場合は事業主、また、令第3条に規定する使用人などが欠格要件に該当する場合には、建設業の許可を受けられません。

欠格要件については、別紙1「建設業許可の欠格事由について」に詳しく記載してありますのでご覧ください。

5 許可後の注意事項について

- (1) 発注者から直接請け負った工事の施工にあたり、下請代金の額(その工事に係る下請契約が2以上あるときは、その総額)が3千万円以上(建築一式工事にあつては4千5百万円以上)となる下請契約は、特定建設業の許可を受けた者でなければ締結できません。
- (2) 建設工事の請負にあつては、工事内容など、建設業法に定める事項を記載した契約書を作成すること。
- (3) 請け負った建設工事を如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。また、他の建設業者から一括して請け負ってはいけません。
- (4) 許可後、申請内容の変更・更新、廃業等などに応じて届出が必要です。
届出が必要な内容については、別紙2「許可を受けたあとの届出等について」を参照してください。
- (5) 建設業法その他関連法令を遵守すること。

6 申請書等の閲覧について

建設業許可申請時(変更届も含む)に提出された申請書および添付書類は、建設業法第13条の規定により閲覧所において公衆の閲覧に供することとなっております。

よって、提出された書類の内容については閲覧所において公開されることを御承知ください。

<建設業申請等に係る閲覧所>

鳥取県県土整備部閲覧室(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

別紙1

建設業許可の欠格事由（欠格要件）について

- ◎ 法人にあってはその法人や役員、個人にあっては事業主、また、支配人、支店長や営業所長、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者に対する法定代理人が下記に該当するときは、許可（更新許可等を含む。）を受けることはできません。
＜詳細は建設業法第8条、建設業法施行令第3条の2などを参照してください。＞
- ◎ これらの者が下記に該当しているにもかかわらず、申請書に虚偽の記載をしたり、事実を記載せずに許可を取得した場合には、不正な手段により許可を得たものとして、その許可は取消処分の対象となります。（この場合、許可取消の日からさらに5年間は、許可を受けることができなくなります。）
- ◎ また、これらの者が下記に該当することとなった場合（例えば、役員が刑法の傷害罪で罰金刑を受けた場合や、刑法の暴行罪で罰金刑を受けて5年を経過しない者を役員とした場合など）にも、当該許可は取消処分の対象となります。

記

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) ①不正な手段により許可を受けたこと、②指示処分などの対象に該当する場合で情状が特に重いこと、③営業停止処分に従わないことにより許可を取り消されて5年を経過しない者
- (3) (2)の①、②、③の場合で、許可の取消し手続きが開始された後に廃業届を提出し、その届出の日から5年を経過しない者
- (4) (3)の廃業届を提出した場合において、許可の取消し手続きが開始された日前60日以内に、役員、支配人、支店長、営業所長などであった者でその届出の日から5年を経過しない者
- (5) 建設業の営業停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- (6) 許可を受ける業種の建設業について、営業を禁止されており、その禁止の期間が経過しない者
- (7) 次に該当する者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ① 禁固以上の刑に処せられた者
 - ② 建設業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者
 - ③ 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法及び労働者派遣法のうち政令で定める規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、罰金以上刑に処せられた者
 - ⑤ 刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪や、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金以上の刑に処せられた者

身分証明書とは

身分証明書とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明するものです。

各市区町村役場戸籍係等において、発行しています。

申請者の本籍地を管轄する戸籍係へ申請してください。（※申請先は現住所ではなく、本籍地を管轄する戸籍係です。）

登記されていないことの証明書とは

登記されていないことの証明書とは、後見登記等ファイルに記録されていないことを証明するもので、主に成年被後見人・被保佐人等に該当しないことを証明する際に必要になります。

東京法務局又は各都道府県の法務局（本局）において、発行しています。

申請される際は、本籍地の記入誤りがないか、よくご確認ください。（※身分証明書の本籍地と相違ないことをご確認ください。）

登記されていないことの証明書の申請方法

【窓口で申請する場合】

[申請先]

〒680-0011

鳥取県鳥取市東町2-302鳥取第2地方合同庁舎
鳥取地方法務局

電話：0857-22-2191

〒690-0886

島根県松江市母衣町50松江法務合同庁舎
松江地方法務局

電話：0852-32-4200

[受付時間]

平日の8:30～17:15です。

[待ち時間]

10分～20分程度です。

【郵送で申請する場合】

[申請先]

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課

電話：03-5213-1234

[処理期間]

申請書を郵送されてから証明書がお手元に届くまで1週間から10日程度かかります。

「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」の関係について

平成12年3月31日以前は、禁治産者（成年被後見人とみなされる者）・準禁治産者（被保佐人とみなされる者）については、その内容は本人の戸籍への記載という方法で公示されておりましたが、平成12年4月1日以降は、新しい成年後見制度の施行により、その公示方法が戸籍への記載から後見登記等ファイルへの登記に変更されました。

そのため、平成12年3月31日以前に、いわゆる欠格条項に該当しないこと（禁治産者（成年被後見人とみなされる者）、準禁治産者（被保佐人とみなされる者）に該当していない）の証明は、従前どおり本籍地の市町村が発行する「身分証明書」によって行うことになり、平成12年4月1日以降は、その証明は成年被後見人・被保佐人等に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」によって行うことになりました。

その結果、いずれの時点においても欠格事由に該当していないことを証明するためには、「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」の両方が必要となります。

なお、「破産者」でないことの証明につきましては、従前どおり身分証明書によってのみ証明されることとなります。

許可を受けたあとの届出等について

1 変更等の届出

許可を受けた後、下記に掲げる事項に該当するに至った場合には、変更届出書を提出しなければなりません。必要な書類、提出部数等は、別紙「各種変更届提出書類等一覧表」をご覧ください。

変更等の事項		法人	個人	提出期限	備考
1	商号又は名称を変更したとき	○	○	事実の発生したときから30日以内	
2	既存の営業所の名称、所在地又は業種を変更したとき	○	○		
3	営業所を新設したとき	○	○		
4	資本金額(又は出資総額)又は役員の名(※)に変更があったとき	○	×		
5	個人の事業主又は支配人の氏名に変更があったとき	×	○		
6	経營業務の管理責任者に変更があったとき	○	○	事実の発生したときから2週間以内	婚姻等
7	経營業務の管理責任者が氏名を変更したとき	○	○		
8	専任の技術者に変更があったとき	○	○		婚姻等
9	専任の技術者が氏名を変更したとき	○	○		
10	新たに営業所の代表者等(令3条使用人)になった者がいるとき	○	○		
11	経營業務の管理責任者又は専任の技術者の要件を欠いたとき	○	○	毎営業年度経過後4月以内	毎年提出
12	欠格要件(法第8条1号及び7号から11号まで)に該当するとき	○	○		
13	毎営業年度(決算期)を経過したとき	○	○		
14	使用人数に変更があったとき	○	○		
15	令第3条に規定する使用人の一覧表に変更があったとき	○	○		
16	国家資格者・監理技術者一覧表に記載した技術者に変更があったとき	○	○		
17	定款に変更があったとき	○	×		

※「役員の名の変更」には、就任、退任による変更も含まれます。

2 標識の提示

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、次に示す標識を掲げなければなりません。(裏面参照)

3 許可の更新

建設業の許可の有効期限は、許可のあった日から、5年目の対応する日の前日をもって満了します。それ以後も引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間が満了する日の30日前までに、更新に係る申請書を提出して下さい。

なお、許可の更新を申請する場合には、添付書類のうちの一部を省略することができます。

4 廃業等の届出

下記に掲げる事項に該当するに至った場合には、廃業届を提出しなければなりません。

変更等の事項		法人	個人	提出期限	提出をすべき者
1	許可を受けた建設業者(個人事業主)が死亡したとき	×	○	事実の発生したときから30日以内	その相続人
2	法人が合併により消滅したとき	○	×		その役員であった者
3	法人が破産手続開始の決定により解散したとき	○	×		その破産管財人
4	法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	○	×		その精算人
5	許可を受けた建設業を廃止したとき	○	○		法人…その役員 個人…その者

5 その他

いったん許可を受けた後、別の新たな建設業について許可を受けようとする場合は、許可の変更ではなく、個別の新規の許可となるので注意して下さい。

(例1) 土木工事業の**特定**建設業許可を保有している者が、とび・土工工事業一般建設業許可を追加取得しようとする場合
→ 新規

* 既に、特定と一般の建設業許可の両方を保有している場合は、業種追加です。
(例2) 土木工事業の一般建設業許可を保有している者が、とび・土工工事業一般建設業許可を追加取得しようとする場合
→ 業種追加

(例3) 土木工事業の一般建設業許可を保有している者が、同じ業種である土木工事業**特定**建設業許可を追加取得しようとする場合 → 般特新規

(例4) 知事許可で建設業許可を保有している者(業種は問わない)が、大臣許可を取得しようとする場合
→ 許可換え新規

●様式第二十八号(第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

35cm以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣 許可()第 号 知事	
			国土交通大臣 許可()第 号 知事	
	この店舗で営業 している建設業			
	40cm以上			

記載要領

「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

●様式第二十九号(第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

25cm以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 許可()第 号 知事		
許可年月日				
	35cm以上			

記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4号に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

本店以外の営業所の届出について(建設業許可)

常時建設工事の請負契約を締結する支店またはその他の事務所(建設業法上の「営業所」)は、その設置について届出が必要です。既に建設業許可をお持ちの方において、該当する営業所が現にあるか、新規に設置する場合には、下記の書類を変更届として提出してください。提出部数は、正1、副2の3部です。

- ① 変更届出書(様式第22号の2)
変更届の本紙です。届出事項を「営業所の新設」としてご記入ください。
- ② 建設業許可申請書別表
新設営業所の住所や、営む業種等の確認のため必要です。「営業所」欄に既存の営業所に加え、新設営業所について記載してください。
- ③ 誓約書(様式第6号)
新設営業所の使用人が建設業法第8条に規定する欠格要件に該当していないことを確認するため必要です。
- ④ 専任技術者証明書(様式第8号(1))
新設営業所にも、専任技術者を必ず置いてください。既存の営業所の専任技術者と兼任することはできません。
- ⑤ 専任技術者の資格等を確認するための書類
卒業証明書、実務経験証明書(様式第9号)、資格証明書等を必要に応じて添付してください。
- ⑥ 専任技術者の略歴書(別紙1)
新設営業所の専任技術者の略歴書を添付してください。
- ⑦ 令3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)
新設営業所には、見積・入札・契約等の権限を委任された、当該営業所に常勤する使用人(令3条使用人)を必ず置いてください。通常は支店長、営業所長等を務められる方がこれにあたります。
- ⑧ 令3条に規定する使用人の略歴書(様式第13号)
令3条使用人の略歴書が必要です。記載要領は、許可申請者の略歴書(様式第12号)に準じます。
- ⑨ 営業所の所有等を証明するための書類
支店登記を要する支店の場合には商業登記簿謄本または抄本、その他の営業所の場合には、不動産登記簿謄本または抄本もしくは賃貸契約書を添付してください。
- ⑩ 営業所所在地略図(別紙2)
新設営業所の所在地の略図を添付してください。市販の住宅地図などを利用されてもけっこうです。
- ⑪ 専任技術者および令3条使用人の常勤性を確認するための書類
専任技術者および令3条使用人の方の社会保険の保険証等を添付してください。

専任技術者の略歴書

現住所			
氏名		生年月日	
営業所名		最終学歴	
職名		工事の種類	
職歴 (技術経歴)	期間	所属事業所	職名および従事した主な工事名
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
免許等資格	資格、免許の種類		
	同上取得年月日		
上記の通り相違ありません。			
平成 年 月 日			
氏名			印

営業所所在地略図



最寄の駅の鉄道、バス停等の駅名

最寄の駅からの徒歩所要時間 約 分

各種変更届提出書類等一覧表

△は該当する場合のみ添付

様式番号	書類の名称 変更内容	商号	名称	所在地	資本金	役員(注3)	令3条使用人	経営業務管理責任者		専任技術者				決算変更届	国家資格者			廃業				
								交代	削除	氏名追加	削除	担当業種変更	資格変更		追加	削除	変更					
								2週間以内		2週間以内					毎営業年度経過後4ヶ月以内				30日以内			
22-2	変更届出書(二面もセットで(注10))	○	○	○	○	○	○															
22-3	届出書																					
別紙8	変更届出書													○								
別紙1	役員の一覧表(法人)					○																
別紙2	営業所一覧表(1):新規、(2):更新																					
2	工事経歴書																					
3	直前三年の各営業年度における工事施工金額													○								
4	使用人数													△								
6	誓約書					○	○															
7	経営業務の管理責任者証明書(注4)							○	○													
(7)	法人:同業者証明							○														
8-1	専任技術者証明書(新規・変更)									○	○	○	○									
—	(1)卒業証明(許可関連学科)+実務経歴証明書																					
9	(2)実務経歴証明書(10年以上の実務)										○		△	○								
—	(3)資格証明書(合格証明書、免状等)																					
別添1	専任技術者の略歴書(注9)									○		○										
11	令3条使用人の一覧表													△								
11-2	国家資格者・監理技術者一覧表																	○	○	○		
—	資格証明書(写し)																	○		○		
12	許可申請者の略歴書					○																
—	登記されていないことの証明書(法務局)+身分証明書					○	○															
13	令3条に規定する使用人の略歴書						○															
—	定款(法人)																				△	
14	株主(出資者)調書(法人)				○																△	
15~	財務諸表(法人用又は個人用)																				○	
—	商業登記簿抄本又は履歴事項証明書(法人)	○	○	○	○	○	△	○														
—	商業登記簿等(個人で支配人登記をしている場合)						○															
—	住居表示変更証明書、住民票等(個人)				○																	
—	納税証明書(注6)																				○	
—	戸籍又は住民票の抄本								○													
—	営業報告書(株式会社のみ)																				○	
別添2	営業所所在地略図(注9)				○																	
—	許可要件者の健康保険証等(注7)						○	○													○	
—	始末書(提出期限内に提出されない場合)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△					
22-4	廃業届(全部、一部)(注8)																					○

注)

- (1) 知事許可業者については、各種変更届の提出は各局建設総務課となり提出部数は**廃業届が4部、それ以外は3部**です。
(変更届は審査終了後その場で1部お返しします。)
添付書類についても各3部作成し、それぞれをこの一覧表の順序に縦って左長辺を2箇所留め(ホツキス等)して提出してください。

(2) 納税証明書・商業登記簿(登記事項証明書)・住民票等は1部を原本、残り2部を写し(白黒で可)としてください。

(3) 大臣許可業者については(1)(2)の限りではありませんので、提出窓口の県庁県土総務課建設業担当(電話:0857-26-7454)までご確認ください。

(4) **変更届・廃業届には手数料はかかりませんので、鳥取県収入証紙の貼付は不要です。**

(5) 平成16年4月より、許可申請書及び変更届出書の様式がA4縦置き型に変更されました。
- 代表者、役員等が辞められた際には、経営業務管理責任者、専任技術者になっている場合がありますので、ご確認くださいとともに、該当する場合は、それぞれの変更届出書を提出してください。
- (1) 役員の就任、退任、婚姻等による氏名の変更があったときに届出が必要です。
(2) 役員が退任された場合の変更届出書には「別紙1」及び商業登記簿抄本(又は履歴事項証明書)のみ添付してください。
(3) 個人事業主又はその支配人の方が婚姻等により氏名を変更された場合にも届出が必要です。必要書類等についてはお問い合わせください。
- 経営業務管理責任者交代に伴い添付する商業登記簿抄本は、記載された経験年数が確認できるよう閉鎖登録も含め添付してください。
- 専任技術者の交代に伴う届出は、追加、削除のそれぞれの届出が必要です。
- (法人の場合)…大臣許可:法人税、知事許可:事業税(個人の場合)…大臣許可:所得税、知事許可:事業税
- 経営業務の管理責任者の交代、専任技術者・国家資格者の追加の際には、常勤性を確認するため、次のいずれかの写しを添付して下さい。
法人…社会保険証、受付印等日付が分かる標準報酬決定通知書(直近のもの)、出勤簿、賃金台帳(いずれも直近3月分)等
個人…出勤簿(直近3月分)、賃金台帳(直近3月分)、所得税青色申告決算書等
- 一部の業種の廃業を行った場合には、専任技術者の担当業種の変更又は届出書による専任技術者の削除が必要となります。
- 別添1「専任技術者の略歴書」及び別添2「営業所所在地略図」は鳥取県独自様式です。
- 営業所にかかる変更がない場合は、第二面を提出する必要はありません。
- 専任技術者又は国家資格者が婚姻等で氏名を変更された場合には、旧氏名の削除、新氏名の追加の変更届をそれぞれ提出してください。
この場合の追加の変更届の添付書類は、新氏名の記載された健康保険証等とします。
- 県知事許可であっても、常時建設工事の請負契約の見積り、入札、契約の締結を行うなど建設業に係る営業に実質的に関与する
県内の支店、営業所等の届出(令第3条に規定する使用人等)が必要です。これらを新設した場合、変更等がある場合はお問い合わせください。

【建設業許可の変更届等の添付書類等】

項	変更事項	添付書類等
1	商号又は名称	・登記簿抄本又は履歴事項証明書
1	所在地	・ "
1	資本金額	・ "
1	役員の名	・株主(出資者)調書 ・登記簿抄本又は履歴事項証明書 * 退任、死亡の場合はこれのみ ・誓約書 ・許可申請者(法人の役員)の略歴書 ・登記されていないことの証明書(法務局)及び身分証明書

* 提出期限: 変更後30日以内

項	変更事項	添付書類等
4	経営業務の管理責任者 (1名のみ)	・登記簿抄本又は履歴事項証明書(経験年数の証明(過去の役員歴がわかるもの)) ・同業者の証明 ・健康保険の写し(常勤性確認) * 個人営業の場合は、所得証明書等で確認
4	専任技術者 (1名でよい)	・資格証明書(合格証明書、卒業証明書など)又は実務経験証明書 ・専任技術者の略歴書 ・健康保険の写し(常勤性確認)

* 提出期限: 変更後2週間以内

項	変更事項	添付書類等
3	国家資格者・監理技術者 (変更・追加)	* 実務経験者(法第7条第2号イ又はロ該当)は登録を要しない ・資格証明書(合格証明書、卒業証明書など) ・健康保険の写し(常勤性確認)[追加のみ]
	(削除)	(不要)
2, 3	決算変更	* 毎営業年度の4ヶ月経過後の提出は、始末書を添付 ・株式会社の場合のみ営業報告書を添付する

* 提出期限: 変更後4ヶ月以内

一般建設業許可業種別技術職員コード表

平成17年2月23日付の建設業法に係る資格に関する取扱い告示の改正により、平成16年4月1日以降の資格認定者からはこちらの表に対する実務経験年数が適用されます。

コード	資 格 区 分 〔必要な実務経験年数〕	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
7 1	建設大工 (1級)			7																										
7 1	〃 (2級)	[3年]		7																										
7 2	左官 (1級)				7																									
7 2	〃 (2級)	[3年]			7																									
7 3	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工 (1級)					7																								
7 3	〃 (2級)	[3年]				7																								
6 6	ウェルポイント施工 (1級)						7																							
6 6	〃 (2級)	[3年]					7																							
7 4	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管 (1級)									7																				
7 4	〃 (2級)	[3年]								7																				
7 5	給排水衛生設備配管 (1級)										7																			
7 5	〃 (2級)	[3年]									7																			
7 6	配管・配管工 (1級)											7																		
7 6	〃 (2級)	[3年]										7																		
7 7	タイル張り・タイル張り工 (1級)												7																	
7 7	〃 (2級)	[3年]											7																	
7 8	築炉・築炉工 (1級) ・れんが積み													7																
7 8	築炉・築炉工 (2級)	[3年]												7																
7 9	ブロック建築・ブロック建築工 (1級) ・コンクリート積みブロック施工														7															
7 9	〃 (2級)	[3年]													7															
8 0	石工・石材施工・石積み (1級)															7														
8 0	〃 (2級)	[3年]														7														
8 1	鉄工・製罐 (1級)																7	7												
8 1	〃 (2級)	[3年]															7	7												
8 2	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)																		7											
8 2	〃 (2級)	[3年]																	7											
8 3	工場板金 (1級)																													
8 3	〃 (2級)	[3年]																												
8 4	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」 (1級)																													
8 4	〃 (2級)	[3年]																												
8 5	板金・板金工・打出し板金 (1級)																													
8 5	〃 (2級)	[3年]																												
8 6	かわらぶき・ストレート施工 (1級)																													
8 6	〃 (2級)	[3年]																												
8 7	ガラス施工 (1級)																													
8 7	〃 (2級)	[3年]																												
8 8	塗装・土木塗装・木工塗装工 (1級)																													
8 8	〃 (2級)	[3年]																												
8 9	建築塗装・建築塗装工 (1級)																													
8 9	〃 (2級)	[3年]																												
9 0	金属塗装・金属塗装工 (1級)																													
9 0	〃 (2級)	[3年]																												
9 1	噴霧塗装 (1級)																													
9 1	〃 (2級)	[3年]																												
6 7	路面標示施工																													

職業能力開発促進法

合格証明書

特定建設業許可業種別技術職員コード表

平成17年2月23日付の建設業法に関する資格に関する取扱い告示の改正により、平成16年4月1日以降の資格認定者からはこちらの表に対する実務経験年数が適用されます。

コード	資 格 区 分 〔必要な実務経験年数〕	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
7 1	建設大工 (1級)			8																										
7 1	〃 (2級)	[3年]		8																										
7 2	左官 (1級)				8																									
7 2	〃 (2級)	[3年]			8																									
7 3	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工 (1級)					8																								
7 3	〃 (2級)	[3年]				8																								
6 6	ウェルポイント施工 (1級)						8																							
6 6	〃 (2級)	[3年]					8																							
7 4	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管 (1級)							8																						
7 4	〃 (2級)	[3年]						8																						
7 5	給排水衛生設備配管 (1級)																													
7 5	〃 (2級)	[3年]																												
7 6	配管・配管工 (1級)																													
7 6	〃 (2級)	[3年]																												
7 7	タイル張り・タイル張り工 (1級)																													
7 7	〃 (2級)	[3年]																												
7 8	築炉・築炉工 (1級) ・れんが積み																													
7 8	築炉・築炉工 (2級)	[3年]																												
7 9	ブロック建築・ブロック建築工 (1級) ・コンクリート積みブロック施工																													
7 9	〃 (2級)	[3年]																												
8 0	石工・石材施工・石積み (1級)																													
8 0	〃 (2級)	[3年]																												
8 1	鉄工・製罐 (1級)																													
8 1	〃 (2級)	[3年]																												
8 2	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)																													
8 2	〃 (2級)	[3年]																												
8 3	工場板金 (1級)																													
8 3	〃 (2級)	[3年]																												
8 4	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」 (1級)																													
8 4	〃 (2級)	[3年]																												
8 5	板金・板金工・打出し板金 (1級)																													
8 5	〃 (2級)	[3年]																												
8 6	かわらぶき・ストレート施工 (1級)																													
8 6	〃 (2級)	[3年]																												
8 7	ガラス施工 (1級)																													
8 7	〃 (2級)	[3年]																												
8 8	塗装・土木塗装・木工塗装工 (1級)																													
8 8	〃 (2級)	[3年]																												
8 9	建築塗装・建築塗装工 (1級)																													
8 9	〃 (2級)	[3年]																												
9 0	金属塗装・金属塗装工 (1級)																													
9 0	〃 (2級)	[3年]																												
9 1	噴霧塗装 (1級)																													
9 1	〃 (2級)	[3年]																												
6 7	路面標示施工																													

職業能力開発促進法

合格証明書

建設業工事種別一覧

建設工事の種類	建設業の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
		昭和47年建設省告示第350号	昭和47年建設省計建発第46号別表	昭和60年10月14日建設省経建発第170号
土木一式工事 ----- プレストレストコンクリート工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内、家屋その他の施設の敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
		PCを用いて、橋梁等を建設する工事		
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は、左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常左官工事を行う際の準備作業として当然含まれているものである。
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所ぐい工事 ③土工工事、掘削工事、根切り工事(伐開工事)、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事(橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事を除く) ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、外構工事、はつり工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は、根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」であり、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。 ②「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は『土木一式工事』に該当する。 ③「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウェルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤ガードレール設置工事については、『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
		法面を芝付け、石積工等の方法により保護する工事		
法面処理工事				

建設業工事種別一覧

建設工事の種類	建設業の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
		昭和47年建設省告示第350号	昭和47年建設省計建発第46号別表	昭和60年10月14日建設省経建発第170号
石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属簿板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	「瓦」、「スレート」及び「金属簿板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根のふき工事を包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ②「断熱屋根工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	
管工事	管工事業	冷暖房、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	①上下水道に関する施設の建設工事において、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が含まれる。 ②し尿処理に関する施設において、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む)によりし尿を処理する施設の建設工事が該当する。 ③建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事が該当する。
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが・コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事	①ここにおける「コンクリートブロック積み(張り)工事」は、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等。また、「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ②「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、石綿スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に含まれる。

建設業工事種別一覧

建設工事の種類	建設業の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
		昭和47年建設省告示第350号	昭和47年建設省計建発第46号別表	昭和60年10月14日建設省経建発第170号
鋼構造物工事 ----- 鋼橋上部工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事 鋼製の橋梁の上部構造に関する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門・水門等の門扉設置工事	①ここにおける「鉄骨工事」は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うもの。
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事	
ほ装工事	ほ装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事	アスファルトほ装工事、路盤築造工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事	地盤面をコンクリート等でほ装した上に張付ける人工芝張付け工事はこちらに含まれる。
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
板金工事	板金工事業	金属簿版等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事	
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事(道路区画線工)	「下地調整工事」と「プラスト工事」は塗装工事の準備作業として塗装工事に含まれる。
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①防水モルタルを用いた防水工事は、左官工事業でも防水工事業でもどちらでもよい。 ②防水工事に含まれるものは建築系の防水工事のみであり、土木系の防水工事(トンネル防水工事等)は「とび・土工・コンクリート工事」となる。
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、ふすま工事、家具工事、防音工事、たたみ工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。

建設業工事種別一覧

建設工事の種類	建設業の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
		昭和47年建設省告示第350号	昭和47年建設省計建発第46号別表	昭和60年10月14日建設省経建発第170号
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事(昇降機設置工事を含む)、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」「消防施設工事」等と重複するものがあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門工事の方に区分するものとし、これらのいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置がこちらの「機械器具設置工事」に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ③「給排気機器設置工事」とは、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当する。
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事	
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事が含まれる。
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事	①広場工事とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他広場を築造する工事である。 ②「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	

建設業工事種別一覧

建設工事の種類	建設業の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
		昭和47年建設省告示第350号	昭和47年建設省計建発第46号別表	昭和60年10月14日建設省経建発第170号
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、排水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<p>①『水道施設工事』には、上下水道に関する施設の建設工事において、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が含まれる。家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』該当する。</p> <p>②し尿処理に関する施設において、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が該当する。</p>
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等は該当しない。このような固定された避難階段を設置する工事は、建築物の躯体の一部工事とした「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」となる。
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<p>①し尿処理に関する施設において、公共団体が設置するもので汲み取り方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が該当する。</p> <p>②公害防止施設を単体で設置する工事については、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。</p>

建設業許可の申請(変更も含む)における窓口

本店の所在地により窓口が異なりますので注意してください。

鳥取県知事許可

担当窓口	本店が所在する市町村
東部総合事務所県土整備局 建設総務課 680-0061 鳥取市立川町六丁目176 電話 0857-20-3594 FAX 0857-20-3598	鳥取市、岩美町
八頭総合事務所県土整備局 建設総務課 680-0461 八頭郡八頭町郡家100 電話 0858-72-3853 FAX 0858-26-0075	八頭町、智頭町、若桜町
中部総合事務所県土整備局 建設総務課 682-0802 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3243 FAX 0858-22-7863	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町
西部総合事務所県土整備局 建設総務課 683-0054 米子市糺町一丁目160 電話 0859-31-9704 FAX 0859-33-4110	米子市、境港市、大山町、南部町、伯耆町、日吉津村
日野総合事務所県土整備局 建設総務課 689-4503 日野郡日野町根雨140-1 電話 0859-72-2023 FAX 0859-72-1398	江府町、日野町、日南町